



環保 第2008号

平成24年1月25日

大阪府環境審議会

会長 奥野武俊様

大阪府知事 松井



生活環境の保全等に関する施策の見直しについて(諮問)

標記について、貴審議会の意見を求めます。

(説明)

これまで、大阪府においては、生活環境の保全等に関する施策としては、水質汚濁や大気汚染等の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生その他の行為に関し、事業者等が遵守すべき基準を定めること等により必要な規制の措置を講じることを主としてきました。

これらの対策については、大阪府生活環境の保全等に関する条例において「生活環境の保全等に関する施策」及び「府域に適用する規制の措置」を規定し、一定の成果を挙げてきたところです。

しかしながら、近年、規制権限の市町村への移譲が進み大阪府が果たすべき役割が問い合わせられていること、規制以外にも様々な手法を通じて事業者等による管理を促進し排出削減を図る仕組みが拡充されてきたことなど、変化が生じてきています。昨年策定した新環境総合計画の目標の達成に向けて、新環境総合計画で掲げた対策がより円滑に展開できるようにするために、「生活環境の保全等に関する施策」の見直しについて貴審議会の意見を求めるものです。